

裾野市社会福祉協議会見守りシール交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徘徊高齢者等に対する見守りシール交付事業（以下「事業」という。）の実施により、徘徊高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減し、徘徊高齢者等及び介護者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「徘徊高齢者等」とは、市内に住所を有する次に掲げる者であって、徘徊により行方不明となるおそれのある者をいう。

- (1) 概ね65歳以上の者
- (2) 初老期における認知症と診断された者
- (3) その他裾野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が認める者

2 この要綱において「介護者等」とは、徘徊高齢者等を在宅で介護する者及びその家族をいう。

3 この要綱において「個別番号」とは、インターネット接続環境下において登録された徘徊高齢者等及び介護者等の情報から、個人を特定するための番号をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、本会とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、あらかじめ登録した徘徊高齢者等の情報を照会できる個別番号及び二次元バーコードを記載した耐洗コードラベル及び畜光シール（以下「シール」という。）を介護者等に交付することにより行うものとする。

2 シールの交付を受けた介護者等は、徘徊高齢者等が使用する頻度の高い衣類及び所持品に当該シールを貼り付けるものとする。

3 介護者等は、徘徊高齢者等が行方不明となった場合には、シールに記載した二次元バーコードを読み取った発見者との間でインターネット接続環境下において通信し、徘徊高齢者等の早期の保護に努めるものとする。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本会见守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書（様式第1）を会長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、本会见守りシール交付事業利用〔決定・却下〕通知書（様式第2）により申請者へ通知するものとする。

2 会長は、事業の利用が決定した介護者等に対し、次のシールを無償で交付するものとする。

- (1) 耐洗コードラベル30枚
- (2) 畜光シール10枚

3 介護者等は、シールが不足したときは、本会見守りシール交付事業シール追加交付申請書（様式第3）を会長に提出するものとする。

4 会長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係るシールの交付を行い、当該交付に要する費用は、事業者からの請求により介護者等が直接事業者を支払うものとする。

（変更申請）

第7条 申請者は、第5条の申請の内容に変更がある場合は、本会見守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書（様式第1）を会長に提出するものとする。

（利用の辞退）

第8条 介護者等は、事業を利用する必要がなくなったときは、本会見守りシール交付事業利用辞退届出書（様式第4）を会長に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第9条 会長は、介護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 前条の届出を受理したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他会長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 会長は、前項により事業の利用を取り消すときは、本会見守りシール交付事業利用取消し通知書（様式第5）により申請者へ通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 シールの交付を受けた介護者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 速やかに必要な情報をインターネット接続環境下において登録し、徘徊高齢者等の衣類及び所持品にシールを貼り付けること。

(2) シールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。

(3) シールを改ざんしないこと。

(4) シールをこの要綱の目的に反して使用しないこと。

(5) 利用開始に伴いインターネット接続環境下において登録した情報に変更がある場合は、速やかに変更すること。

（関係機関との連携）

第11条 会長は、事業の実施に当たっては、管轄の福祉事務所、警察署、消防署、裾野市地域包括支援センター等の関係機関に情報提供を行い、密接な連携を図るものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。